

# 有害使用済機器保管等業者届出添付書類一覧表

## 《届出に当たって》

- 1 窓口は岡崎市役所**福祉会館5階**です。
- 2 届出に必要な部数は**2部**です。うち1部はコピーで結構です。
- 3 一覧表の下に記載された注1を必ず確認してください。

No.	添付書類	新規	
1	事業計画の概要を記載した書類	様式第1号の1(保管のみの場合)	●
		様式第1号の2(処理する場合)	●
		様式第2号(処理する場合)	●
		様式第3号	●
		様式第4号	●
2	事業場の平面図及び付近の見取図	●	
2	事業の用に供する施設に関する書類	① 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	●
		② 当該施設の付近の見取図	●
		③ 所有権を有することを証する書類(売買契約書及び領収書の写しなど) ※ ※ 申請者が所有権を有しない場合は、当該施設の使用権原を有することを証する書類(賃貸借契約書の写しなど)	●
		④ 保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書及び付近の見取図	●
3	事業の用に供する土地に関する書類	当該施設を設置する土地の登記事項証明書(申請者が土地の所有権を有しない場合には、使用権原を有することを証する書類(土地の賃貸借契約書の写しなど)を含む。)※  ※ 当該施設を屋内(建物内)に設置する場合、建物の登記事項証明書(申請者が建物の所有権を有しない場合、使用権原を有することを証する書類(建物の賃貸借契約書の写しなど)を含む。)を含む。	●
4	処分又は再生を業として行う場合、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類(様式第5号)	●	
5	法人 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	●	
	個人 住民票の写し		
6	未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の住民票の写し	●	

注1) “土地、建物又は法人の登記事項証明書”、“住民票の写し(本籍(外国人にあつては国籍等)の記載のあるものに限る。)”及び“登記されていないことの証明書”は公的機関から発行された**原本**、かつ**発行日から概ね3カ月以内のもの**をご提出してください。